

時の動き

安保法制の違憲性を「いま」、司法の場でも争う

差し止め訴訟原告 千葉 利江

「現在と未来に及ぶ人権侵害の深刻さ」が明らか

不戦を誓った日本社会のあり方を守ろうとの世論を背景に「安保法制は憲法違反」と、北海道から沖縄までの22の地域に25の裁判が提起され11月現在、総原告数は7704名、代理人は1685名になっている。

全国に先駆けて2016年4月26日に提訴された「国家賠償請求訴訟」（原告1552名）と新安保法制に基づく自衛隊の発動を差し止める「差し止め訴訟」（原告52名）と原告も代理人も女性による「女の会訴訟」（原告121名）の3つの裁判が東京地裁で併

行して行われている。

裁判は3年半を経て、「平和的生存権」「人格権」「憲法改正決定権」などの

権利侵害の回復を求める様々な立場（被爆者、戦争被害者、元自衛官、現役自衛官の家族、在日コリアン、船員、元航空機長、鉄道貨物運転士、横須賀基地周辺住民、ジャーナリスト、元原発技術者、障がい者、ママの会、憲法学者、国会議員など）の原告意見陳述と証人尋問などが行われ、新安保法制による「現在と未来に及ぶ人権侵害の深刻さ」が明らかにされてきた。対して被告・国は事実認否もせず「平和的生存権は、国家賠償法で保護された

具体的な権利ではない」などと請求棄却を求めていた。

「言語道断の判決は許容できない」——原告側控訴

2019年11月7日に出された「国家賠償請求訴訟」の地裁判決は、「原告らの請求はいずれも棄却する」という主文を5秒程述べて裁判長が退出、裁判所の判断という記述は10頁しかない空疎な判決文で、「素人裁判官」による「駄作」と酷評されている。寺井一弘共同代表（弁護士）は、「言語道断の判決で、いかなる意味でも許容できるものではない」と控訴を



第51回総がかり19日行動＝12.19東京・永田町議員会館前

表明した。
その判決内容の問題点について飯島滋明氏(原告・憲法学者)は、要旨以下のように指摘する。
①「法律」や「閣議決定」が個人の生命や権利を侵害するという観点に欠ける。

②「個人の権利」保障、「憲法擁護」の役割が裁判所に委ねられているという意識にも欠ける。

③2016年12月国連総会で、「平和への権利宣言」が採択された。「平和」を「権利」ととらえる国際社会の流れに逆行する。また、憲法学会の「平和的生存権」の議論の蓄積に目を閉じている。

④安保法制がある以上、「集团的自衛権の行使などの対象となるべき特定の事象(米国による戦争等)が現実には発生した段階になれば、日本は米国の戦争にあらゆる形で巻き込まれる。この段階で裁判を起すことも、戦争やテロ攻撃の危険性を回避することは極めて困難である。だからこそ安保法制の違憲性を「いま」、司法の場でも争う必要がある。

自衛隊の海外派遣を許さない!
安倍政権は国会閉会中に閣議決定し、

緊張状態の続くホルムズ海峡へ海上自衛隊を派遣しようとしている。12月19日に、議員会館前で約2200人の市民が「自衛隊の中東派遣反対」と抗議の声をあげた。

「差し止め訴訟」は、2020年3月13日に判決が出される。宮崎元内閣法制局長官が「集团的自衛権は一見極めて明白に違憲である」と前橋地裁の証人尋問で明言されたことを重く受け止め、東京地裁で違憲判決を勝ち取りたい。そのためにも「内閣総理大臣は、安保法制に基づき自衛隊を海外に出動させてはならない」との判決を求める緊急署名に取組んでいる。ご協力をお願いしたい。

〔参考資料〕

- 1、違憲訴訟の会ニュースNo. 15
- 2、東京新聞朝刊2019年12月20

日付

(ちば としえ)